

原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、原子燃料工業(株)東海事業所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

なお、茨城県地域防災計画及び東海村地域防災計画に抵触する修正はありません。

2. 主な修正内容

(1) 別表第8 原子力防災資機材（1/2）

放射線障害防護用器具 呼吸用ボンベ（交換用の物を含む）その他の機器と一体となって使用する防護マスク 数量「2個」→「14個」に変更。

原子力防災資機材現況届出書と同様の表記に統一する。 【記載の適正化】

(2) 別表第8 原子力防災資機材（2/2）

被ばく者の輸送のために使用可能な車両の保管場所の変更

「所内駐車場」→「第2駐車場」

車両管理方法の最適化及び車両の有効活用のため。【定位置変更】

(3) 別表第9 その他の原子力防災資機材

通信関係 ファクシミリの数量変更「4台」→「3台」

保管場所（配備場所）「事務棟」を削除 【事務棟での使用が無くなったため】

(4) 別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報（報告）経路（2/2）

(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報（報告）経路

「国土交通省 自動車局 環境政策課」→「国土交通省 自動車局 安全・環境基準課」に変更

【国土交通省自動車局の組織再編に伴う対応】

(5) 別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報後の報告（連絡）経路（2/2）

(2) 事業所外運搬での事象発生時の報告（連絡）経路

「国土交通省 自動車局 環境政策課」→「国土交通省 自動車局 安全・環境基準課」に変更

【国土交通省自動車局の組織再編に伴う対応】

(6) 別図第7 原子力防災資機材等の保管（配備）場所

被ばく者の輸送のために使用可能な車両の保管場所の変更

「所内駐車場」→「第2駐車場」

通信関係 ファクシミリの保管場所（配備場所）「事務棟」を削除

以 上